

マッチングサポーター運営実施要領

第1 目的

マッチングサポーター（以下「サポーター」という。）は、こうち出会いサポートセンター（以下「センター」という。）より派遣し、高知家の出会い・結婚・子育て応援団（以下「応援団」という。）が行う出会いイベントにおいて、カップル率を向上させるとともに、センターが行う1対1のマッチング会員のお引合せを行い、出会いを交際や結婚へつなげるための支援を行う。

第2 活動内容

サポーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 出会いイベントにおけるフォロー
 - ア 独身者の交流促進及び進行フォロー
 - イ カップルとなった独身者のお引合せ及び交際フォロー
- (2) マッチング会員に対するフォロー
 - ア お引合せにおける日時の調整及び会場の予約
 - イ お引合せ時の立会い
 - ウ お引合せ後の意思確認と交際フォロー
- (4) サポータースキルアップ研修、交流会への参加
- (5) その他センター事業への企画協力

第3 募集

サポーターの募集は、年2回以上実施するものとする。

第4 認定

センターは、以下の要件を全て満たす者をサポーターとして認定する。

- (1) 県内在住の成人で、センターが実施するマッチングサポーター養成研修を受講した者、または平成31年3月31日までにイベントサポーター養成研修を受講した者
- (2) 第2(2)の活動を行う場合は、婚姻歴があり、お引合せにおいて、会員と応援団に氏名、連絡先及び顔写真を開示できる者（顔写真は会員のみを開示）
- (3) パソコンまたは携帯電話等からインターネットやメールが利用でき、その操作ができる者
- (4) マッチングサポーター応募用紙（別記様式1）、誓約書（別記様式2）及び個人情報に関する誓約書（別記様式3）を提出した者

第5 認定期間

サポーターの認定期間は、認定された日から3年後の日の属する年度末までとする。ただし、以下の要件を全て満たす者は、引き続き3年間認定することができる。

- (1) 認定期間中にセンターの実施する研修等を1回以上受講した者
- (2) 誓約書（別記様式2）を提出した者

第6 認定の取消し等

以下の事項に該当した場合は、サポーターの認定を取消すものとする。

- (1) 誓約書に掲げる各事項に違反した場合
- (2) 虚偽の申告等が判明した場合
- (3) その他サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合

第7 派遣

センターは、出会いイベント及びお引合せごとにサポーターの派遣について調整するものとする。

第8 研修、交流会

センターは、サポーター同士のスキルアップと交流を図るため、研修、交流会を実施するものとする。

第9 交通費等

- (1) 出会いイベントへの派遣に伴う交通費は、センターから1回1,000円を支給するものとし、不足分はサポーターの自己負担とする。ただし、応援団の事業に従事する者でサポーターとして登録している者が、自ら所属する応援団の開催する出会いイベントにおける独身者の交流促進及び進行フォロー、カップルとなった独身者のお引合せ及び交際フォロー以外の業務を行う場合は支給の対象外とする。
- (2) 出会いイベントにおけるサポーターの参加費用は、応援団が負担するものとする。
- (3) お引合せに要する交通費は、会員から1名につき1,000円を受け取るものとし、不足分はサポーターの自己負担とする。
- (4) 研修、交流会参加に伴う交通費は、センターから1回1,000円を支給するものとし、不足分はサポーターの自己負担とする。

第10 その他

- (1) この要領は高知県の委託事業としてセンターが実施することから、以下の事を遵守しなければならない。
 - ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）に伴い、暴力団を排除するものとする。
 - イ 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
 - ウ サポーター活動上知り得た個人情報にはサポーター本人の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。
 - エ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか、サポーターの運営に関し必要な事項は、センターが高知県と協議して定める。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

マッチングサポーター応募用紙

自己申請欄	氏名			年齢	歳	
	住所	〒				
	電話					
	メールアドレス					
活動条件	希望する活動内容	<input type="checkbox"/> 出会いイベントにおける独身者の交流促進及び交際フォロー <input type="checkbox"/> マッチング会員のお引合せ時の立会い及び交際フォロー				
	活動条件	地域	東部（室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・北川村・馬路村） 南国・香美（南国市・香南市・香美市） 中央・嶺北（高知市・本山町・大豊町・土佐町・大川村） 仁淀川（土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村） 高幡（須崎市・中土佐町・禰原町・津野町・四万十町） 幡多（四万十市・宿毛市・土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町）			
		平日	月 火 水 木 金 （活動できる曜日に○をしてください）			
		土日祝	土 日 祝 （活動できる曜日に○をしてください）			
		活動時間	（ : ~ : ） いつでも			
	会場までの主な交通手段					
その他	本人希望記入欄					
	申込年月日	年	月	日		
確認内容	面接	年月日	年	月	日	
		担当者				
	ボランティア内容説明会	年月日	年	月	日	
		担当者				
	個人情報研修会	受講年月日	年	月	日	
	個人情報保護法誓約書受取年月日		年	月	日	
	誓約書受取年月日		年	月	日	

裏面もご記入ください。 ※グレー部分は当方記入欄です。

誓 約 書

私は、下記の事項に同意し、マッチングサポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合には、登録を取り消されても異義を申しません。

- 一、 マッチングサポーターの活動をボランティアで行うこと。
- 一、 マッチングサポーター運営実施要領を誠実に遵守するとともに、マッチングサポーターとしての責任と自覚に基づいて誠実かつ公正に行動すること。
- 一、 マッチングサポーター活動上で知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- 一、 個人のプライバシー及び個人情報の管理には留意すること。
- 一、 マッチングサポーターの地位を利用し、または、その活動上知りえた情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 一、 現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ、マッチングサポーターに登録されている間も該当することはないこと。

※以下、マッチング会員のお引合せを行う場合のみ

- 一、 お引合せにおいて、会員とお引合せ場所である高知家の出会い・結婚・子育て応援団に、氏名、連絡先及び顔写真を開示すること（顔写真は会員のみを開示）。

年 月 日

氏名 _____ 印

個人情報保護に関する誓約書

私は、以下の法令等に従い、「高知で恋しよ！！応援サイト」に関する個人情報
情報を適切に取り扱います。

また、マッチングサポーターの任期期間中及び任期終了後においても、開
示及び漏えい等につながる行為は一切いたしません。

なお、この誓約書に違反し、第三者等に損害を与えた場合は、その損害を
賠償します。

- 一、 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）及びその他の
関係法令
- 一、 一般社団法人高知県法人会連合会の個人情報保護に関する基本方針と
個人情報取扱規程及びこれらに基づく細則
- 一、 「高知で恋しよ！！応援サイト」のプライバシーポリシー

年 月 日

氏名 _____ 印